

中小企業等協同組合法及び中小企業等協同組合法施行規則
の規定に基づく行政庁が定める基準等について

中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）及び中小企業等協同組合法施行規則（平成 20 年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第 1 号）の施行に関し、必要な事項を次のように定める。

- 1 中小企業等協同組合法第 58 条の 4 の規定に基づく「経営の健全性を判断するための基準」については、中小企業等協同組合法施行規程（平成 19 年金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第 1 号）の規定を準用する。
- 2 中小企業等協同組合法施行規則第 144 条第 1 項、第 145 条第 5 項、第 149 条第 1 項、第 150 条、第 192 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づく行政庁が定める事項については、中小企業等協同組合法施行規程（平成 19 年金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第 1 号）の規定を準用する。

附 則

この基準は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。